

# 令和8年度京都市立学校教員採用選考試験実施要項

京都市教育委員会

令和8年度京都市立小学校教諭（幼稚園教諭を含む。）、中学校教諭、高等学校教諭、総合支援学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用選考試験を以下のとおり実施します。

※「京都で先生になろう！トータルナビサイト」（以下「ホームページ」という。）  
に、非常災害時をはじめとした受験に関わる注意事項を順次掲載しますので、  
受験者は、必ず確認してください。



▲ホームページ

【出願手続き】詳細は [P12](#) に記載しています。

出願の受付（電子申請（インターネット）により出願すること。）

令和7年4月1日（火）午前9時～

令和7年4月30日（水）正午受信分まで

（提出書類に多くの不備がある場合には受験資格を満たさないと判断する場合があります。）

※パソコンからの出願となります。  
スマートフォンやタブレットからの出願はできませんので、ご注意ください。

【主な試験日程】

第1次試験（筆記試験） 令和7年6月14日（土）

（面接試験） 令和7年6月15日（日）、21日（土）、22日（日）のうち、  
指定する日

第2次試験 令和7年8月16日（土）、17日（日）の両日

## <昨年度からの主な変更点>

【加点制度】

### 1 第1次試験における加点制度の充実

第1次試験における加点制度（上限10点）について、京都市立学校園常勤講師勤務者等の加点対象を追加します。（詳細は [P12](#) 参照）

<追加する加点対象>

京都市立学校園常勤講師勤務者（2年以上）、介護福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、教育情報化コーディネータ検定試験、ICT支援員能力認定試験、司書教諭、登録日本語教員、社会教育士

【全般】

### 2 理数工系制度の対象区分に「中学校 技術」を追加

「フロンティア特別選考 理数工コース」「理数工チャレンジ制度」「中学校・高等学校における理数工免許特例（免許を有しない方も受験可）」に、「中学校 技術」を対象区分として追加します。

### 3 「高等学校 地理歴史」及び「高等学校 公民」の共通区分化

「高等学校 地理歴史」及び「高等学校 公民」を1つの区分に共通化し、新たに「高等学校 地理歴史・公民」として実施します。共通区分化に伴う変更点は以下のとおりです。

- ・「高等学校 地理歴史」及び「高等学校 公民」のいずれの免許も必要（経過措置は [P4](#) 参照）
- ・高等学校の専門筆記試験に加え、「中学校 社会」の専門筆記試験の受験が必要（詳細は [P6](#) 参照）

### 4 「高等学校 音楽（作曲、金管楽器）」の実施

「高等学校 音楽」において、「作曲」及び「金管楽器（ホルン、トランペット、トロンボーン、チューバ）」の選考を実施します。それぞれについて、第2次試験で実技試験を実施します。

### 5 大学3回生等 JUMP UP 特別選考内に3つのコースを新設

大学3回生等 JUMP UP 特別選考内に、新たに3つのコース「大学3回生等コース」「合格者コース」「一部合格者コース」を新設します。（詳細は [P8](#)・[9](#) 参照）

- ・本要項における「国公立学校」とは「学校教育法第1条」に掲げる学校を指します。
- ・本要項における「総合支援学校」とは「学校教育法上の特別支援学校に該当する学校」を指します。
- ・本要項における「小中学校」とは「学校教育法上の義務教育学校に該当する学校」を指します。
- ・本要項における「育成学級」とは「学校教育法上の特別支援学級に該当する学級」を指します。

## 目 次

1 出願の区分・教科・採用予定数	3
(1) 一般選考	
(2) 特別選考	
(3) 留意事項	
大学・大学院推薦制度について	
2 受験資格（年齢、免許取得要件、欠格条項等）	4
3 採用に係る特例について	4
(1) 出願区分及び教科の普通免許状を有しない方の合格後の取扱いについて	
(2) 採用延長の特例（大学院進学者及び国際貢献活動派遣者）	
4 選考試験の内容（日程、具体的な試験内容、時間、試験会場、留意事項等）	5
5 試験の結果発表等について	7
(1) 第1次試験の結果発表	
(2) 第2次試験の結果発表	
(3) 採用時期等について	
(4) 追加合格について	
6 特別選考における資格要件及び試験内容等について	7
(1) 資格要件	
(2) 一般選考との相違点	
(3) 特別選考の受験の可否について	
7 第1次試験免除等の特例について	10
(1) 適用要件	
(2) 免除内容	
8 第1次試験における加点制度について	12
9 出願手続きについて	12
(1) 出願方法・期間等について	
(2) 提出物について	
(3) 受験票の交付	
10 問い合わせ先について	15
(1) 制度及び出願手続きに関すること	
(2) 出願手続き時の電子申請の操作に関すること	
(参考)	
1 勤務条件等について（初任給、勤務時間、休暇制度、研修システム、福利厚生等）	
2 過去5年間の採用選考試験実施結果	
3 令和8年度採用選考試験の配点	
4 よくある質問について（Q&A）	
併願可能な区分について	16
<試験区分一覧>	19
<早見表（免除区分・免許特例）>	20

# 1 出願の区分・教科・採用予定数

## (1) 一般選考

出願区分・採用予定教科等		採用予定数
ア 小学校教諭		180名程度
	うち、幼稚園教諭	若干名
イ 中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	120名程度
ウ 高等学校教諭	国語、地理歴史・公民、数学、理科（物理、化学、生物）、音楽（作曲、金管楽器（ホルン、トランペット、トロンボーン、チューバ））、英語、情報、工業（機械、電気・電子、建築・土木）	20名程度
エ 総合支援学校教諭（小学校、中学校、小中学校の育成学級を含む）		70名程度
オ 養護教諭		10名程度
カ 栄養教諭		若干名

※併願を希望する場合は、[P16の4【A1】](#)の表で併願ができる区分を確認してください。

## (2) 特別選考（詳細はP7～10参照）

出願区分・採用予定教科等		採用予定数
ア 国際貢献活動経験者特別選考	一般選考で実施する全区分・教科	5名以内
イ フロンティア特別選考		
理数工コース	中学校教諭（数学、理科、技術） 高等学校教諭（数学、理科、工業）	5名以内
保健体育コース	中学校教諭（保健体育）	
英語コース	中学校・高等学校教諭（英語）	
ウ 現職教諭特別選考	一般選考で実施する全区分・教科	一般選考に含める
エ 障害者特別選考		
オ 大学3回生等 JUMP UP 特別選考		
大学3回生等コース	一般選考で実施する全区分・教科	令和9年度の採用予定者数に含める
合格者コース		一般選考に含める
一部合格者コース		

## (3) 留意事項

- ア 採用予定数は実施要項発表時点での見込みであり、今後、状況により変動する場合があります。
- イ 志願書提出後の選考区分、出願区分、教科の区分の変更は認めません。
- ウ 高等学校教諭については上記(1)の採用予定教科のみ募集し、その他の教科は募集しません。なお、中学校美術、保健体育、家庭の合格者については、採用時に高等学校へ配置する場合があります。
- エ 小学校教諭及び中学校教諭の合格者については、採用時に小中学校や総合支援学校へ配置する場合があります。
- オ 総合支援学校教諭の合格者は、採用時に総合支援学校（小学部・中学部・高等部のいずれか）のほか、小学校、中学校又は小中学校の育成学級に配置する場合があります。
- カ 全ての区分において、日本国籍を有しない方の受験が可能です。採用の際の職名は、「任用の期限を付さない常勤講師」となります。ただし、採用時に従事可能な在留資格がない場合は採用しません。
- キ 採用予定区分・教科・分野であっても、選考の結果、採用を行わない場合があります。

### <大学・大学院推薦制度について>

京都市立学校教員を第一志望とし、学長等（学部長以上の職）からの推薦を受けた方は、書類選考のうえ、合格者については第1次試験を免除します（個人面接については、第1次試験の日程のうち指定する日に実施）。詳細については、ホームページ掲載の「令和8年度京都市立学校教員採用選考試験 大学・大学院推薦制度実施要項」をご覧ください。

## 2 受験資格

一般選考については、次の（１）～（３）の全てに該当する方

※特別選考については、[P7～10](#)を参照してください。

- （１） 昭和41年4月2日以降に生まれた方（令和8年4月1日現在の年齢が60歳未満の方）
- （２） 出願する区分及び教科又は職に相当する普通免許状を有する方、又は令和8年4月1日までに取得見込みの方

ア 幼稚園教諭の志願者は、幼稚園の普通免許状とともに小学校の普通免許状を有するか、令和8年4月1日までに取得見込みであることが必要です。また、幼稚園専門筆記試験に加え、小学校専門筆記試験も受験していただく必要があります。

イ 一般選考における中学校の数学・理科・技術、高等学校の数学・理科・工業については、当該校種及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能です。合格者については、「3 採用に係る特例について」に基づき、正式採用を予定しています。

※イの特例を適用する場合は、第1次試験の一部免除等（社会人経験者チャレンジ制度、理数工志願者チャレンジ制度）の特例（[P11](#)）を使用できません。

ウ 総合支援学校教諭の志願者は、以下の条件を全て満たすことが必要です。

① 特別支援学校の普通免許状（知的・肢体不自由・病弱の3領域のうち、いずれかの領域）を有するか、取得見込みであること。なお、令和8年4月1日までに取得見込みでない方についても、採用後3年以内に必ず取得することを条件に、出願可能です。その場合、免許状の取得方法と具体的な計画に係る書類（様式はホームページに掲載）も提出していただきます。

※養護学校の普通免許状を有している方については、上記の特別支援学校の普通免許状を有しているものとみなします。

② 小学校、中学校又は高等学校の普通免許状（小学校の育成学級を希望する場合は小学校の普通免許状、中学校の育成学級を希望する場合は、中学校の普通免許状）を有するか、令和8年4月1日までに取得見込みであること。

エ 高等学校の地理歴史・公民の志願者は、地理歴史及び公民の普通免許状をいずれも有するか、令和8年4月1日までに取得見込みであることが必要です。なお、経過措置として、いずれかの免許のみを有する又は令和8年4月1日までに取得見込みの方については、所有していない又は令和8年4月1日までに取得見込みでない免許を令和10年4月1日までに必ず取得することを条件に、出願可能です。その場合、免許状の取得方法と具体的な計画に係る書類（様式はホームページに掲載）も提出していただきます。

※ 併願に関すること

1（１）のア～エの出願区分について、「各出願区分（イ、ウは教科の区分）に相当する普通免許状を有するか、令和8年4月1日までに取得見込みの方」は、該当する出願区分のうち、1校種又は2校種までの併願が可能です。エは2（２）ウのとおり、「採用日時점에特別支援学校の普通免許状を有しない方」でも併願が可能です。併願を希望する場合は [P16の4【A1】](#) の表で、併願ができる区分を必ず確認してください。

- （３） 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方

## 3 採用に係る特例について

- （１） 出願区分及び教科の普通免許状を有しない方の合格後の取扱いについて

2（２）イの中学校の数学・理科・技術、高等学校の数学・理科・工業の特例、6（１）イ「フロンティア特別選考」、6（１）エ「障害者特別選考」において、出願区分及び教科の普通免許状を有しない合格者及び取得見込みのない合格者については、京都府教育委員会に推薦し、京都府の教育職員検定に合格して特別免許状が授与された場合は、教諭等として正式採用します。特別免許状が授与されない場合は、合格した校種・教科の臨時免許状の取得を条件として、臨時的任用の常勤講師として任用し、令和12年4月1日までに普通免許状を取得すれば、教諭等として正式採用します。

### 特別免許状について

- 1 制度の趣旨：大学での養成教育を受けていない者に、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する制度。
- 2 授与要件：次のア、イのいずれにも該当する者。
  - ア 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者。
  - イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者。

## (2) 採用延長の特例（大学院進学者及び国際貢献活動派遣者）

第2次試験合格者が、合格した区分・教科又は職の専修免許状取得を目指して、大学院等へ進学する場合は、最大2年間採用を猶予し、当該専修免許状の取得を条件として、令和9年4月1日付け又は令和10年4月1日付けで採用します。

また、第2次試験合格者が独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアの活動に従事する場合は、最大2年間採用を猶予し、令和9年4月1日付け又は令和10年4月1日付けで採用します。

なお、これらの特例を希望する場合は、志願書の該当項目に必要な事項を入力してください。志願書に記載した希望の変更期限は令和7年8月14日（木）としますが、本特例の希望を取り消す場合のみ、令和7年10月31日（金）まで変更を受け付けます。いずれの場合も、直接、教職員人事課（TEL：075-222-3779）までお問い合わせください。

## 4 選考試験の内容

		小学校教諭 (幼稚園教諭含む)	中学校教諭	高等学校教諭	総合支援学校教諭	養護教諭	栄養教諭
第 一 次 試 験	6/14(土)	◎一般・教職教養筆記試験 30分 ・社会人経験者チャレンジ制度及び理数工志願者チャレンジ制度適用者・・・論文試験 30分 ・国際貢献活動経験者特別選考・・・論文試験 30分 ・フロンティア特別選考・・・論文試験 30分（専門筆記試験の受験は必要ありません。）					
		◎専門筆記試験 50分 (幼稚園併願者は、別途 幼稚園専門筆記30分)	◎専門筆記試験 50分 (国語60分)	◎専門筆記試験 90分 (国語110分、情 報・工業60分、 音楽50分)	◎専門筆記試験 50分	◎専門筆記試験 50分	◎専門筆記試験 50分
		—	◎実技試験<英語(リスニング)>		—		
	6/15(日)、 6/21(土)、 6/22(日)	◎個人面接（場面指導等を行う場合があります。）					
第 二 次 試 験	8/16(土) ～ 8/17(日)	◎論文（フロンティア特別選考英語コース受験者は、英語での記述も可能とします。） ◎集団討議 ◎模擬授業（幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭、栄養教諭の受験者に対しては、第1次試験結果発表日頃に模擬授業の実施教科、学年及び単元等をホームページにて指定します。当該区分の受験者は、ホームページ上の指示事項を確認のうえ、事前に指導案を作成し、試験当日に持参してください。） （高等学校教諭及び総合支援学校教諭の受験者は、学年及び単元等は試験当日に示し、指導案作成も試験当日に行います。） （模擬授業では、教科の専門性や職務遂行に必要な適性等を問う口頭試問を行います。） （幼稚園教諭受験者の模擬授業（模擬保育）は、ピアノを使用して実施します。） （フロンティア特別選考英語コース受験者は、指導案作成を日本語に加え、英語での作成も可能とします。）					
		—	◎実技試験 <音楽、美術、 保健体育、英語>	◎実技試験 <音楽、英語>	—	◎実技試験 <救急処置等>	—

(注1) 大学・大学院推薦制度及び離職者チャレンジ制度適用者の個人面接は、第1次試験の日程のうち指定する日に実施します。

(注2) 上記の試験のうち、併願する区分も含めて、いずれか一つでも受験されない場合は、体調不良等のいかなる理由でも、その時点で本市の教員採用選考試験の受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、中学校保健体育の体育実技試験については、身体等の事情により試験を受けないことを認める場合があります。

(注3) 試験開始時に指定会場内において出席が確認できない場合は、その時点で受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、公共交通機関の遅延による遅刻については、遅延

証明書等による確認のうえ、受験を認める場合があります。

(注4) 障害のある方を含め、受験に際し配慮を必要とする方は、可能な範囲で配慮を行いますので、志願書に具体的な事情を記入のうえ、出願の際に教職員人事課（Tel：075-222-3779、E-mail：jinji@edu.city.kyoto.jp）までご相談ください。

### 試験会場（予定）

※試験会場の詳細は受験票にてお知らせします。

会場が変更となる場合がございますので、必ず受験票を確認してください。

#### ≪第1次試験≫

京都市立開建高等学校（京都府京都市南区唐橋大宮尻町22）

京都市総合教育センター（京都府京都市下京区河原町仏光寺西入） 他

#### ≪第2次試験≫

京都市総合教育センター（京都府京都市下京区河原町仏光寺西入） 他

※試験日程や会場、試験内容等については、志願者数等により、一部変更する場合があります。

### (1) 第1次試験の留意事項

#### ア 専門筆記試験について

- ① 併願希望者…志願する全ての区分・教科について専門筆記試験を受験してください。一つでも受験されなかった場合は、本市の教員採用選考試験の受験資格を失います。
- ② 幼稚園教諭併願者…幼稚園専門筆記試験に加え、小学校専門筆記試験も受験する必要があります。
- ③ 高等学校教諭（国語、地理歴史・公民、数学、理科、英語）志願者…高等学校専門筆記試験に加え、中学校の該当教科の専門筆記試験（中学校・高等学校の共通問題）を受験する必要があります。試験時間は合わせて国語110分、その他の教科90分です。
- ④ 高等学校教諭（音楽、情報、工業）志願者…高等学校専門筆記試験（音楽は50分、情報、工業は60分）のみ受験してください。なお、高等学校音楽の専門筆記試験は中学校音楽との共通問題です。

#### イ 第1次試験免除等の特例について

要件に該当する方は、希望により第1次試験の一部又は全部を免除、あるいは他の試験に替えて実施します。詳細は、[P10・11](#)を参照してください。

### (2) 第2次試験の留意事項

#### ア 第2次試験受験対象者について

第2次試験受験対象者は、次の①・②のいずれかに該当する方です。

- ① 第1次試験の結果により第2次試験の受験資格を得た方。
- ② 7(1)ア「第1次試験全部免除」の要件に該当する方。

#### イ 実技試験について

- ① 中学校教諭（保健体育）受験者（フロンティア特別選考の保健体育コース受験者を除く）

内容	持参物
・球技（バスケットボール） ・陸上競技（走り高跳び） ・器械運動（マット運動） ・柔道（受け身、立ち技）	・運動のできる服装〔 <b>前後に</b> 受験番号を記入したゼッケン（縦15cm×横20cm以上）を各自で用意し、縫い付けておくこと。〕 ・運動靴（屋内用） ・柔道衣〔 <b>背中に</b> 受験番号を記入したゼッケン（縦15cm×横20cm以上）を各自で用意し、縫い付けておくこと。〕

なお、上記から変更があった場合は、集合時刻等その他詳細と合わせて、第1次試験結果通知書等により直接、受験者に通知します。

- ② 高等学校（音楽）受験者

出願時に希望した区分（作曲、金管楽器（ホルン、トランペット、トロンボーン、チューバ））において、それぞれ実施します。詳細は第1次試験結果通知書等により直接、受験者に通知します。

- ③ 中学校教諭（音楽、美術、英語）、高等学校教諭（英語）、養護教諭受験者

実技試験の内容、集合時刻、持参物等は、第1次試験結果通知書等により直接、受験者に通知します。

## 5 試験の結果発表等について

※結果発表の時期等については、今後、変更する場合があります。

### (1) 第1次試験の結果発表

ア 令和7年8月上旬までに、受験者全員に結果を通知します。試験結果の通知は、**A (合格)**と**B (不合格)**に区分してあり、**A (合格)**は第2次試験の受験資格を得たこと、**B (不合格)**は受験資格がないことを示します。また、結果は受験番号により、ホームページでも発表します。

イ 併願区分については、第1志望の区分から順に判定し、合格はいずれか1つの区分のみとなります。

ウ 併願区分も含めて全て不合格となった方には、第1志望区分に限り、成績上位者から順に**B-1**、**B-2**、**B-3**、**B-4**、**B-5**の5段階（大学3回生等 JUMP UP 特別選考・大学3回生等コースの不合格者については、**B-1**、**B-2**、**B-3**の3段階）の区分で結果を通知します。

### (2) 第2次試験の結果発表

ア 令和7年9月中旬に、第2次試験受験者全員に合否結果（合格、不合格）を通知します。また、結果は受験番号により、ホームページで発表します。

イ 第2次試験において不合格になった方には、成績上位者から順に**B-1**、**B-2**、**B-3**の3段階の区分で結果を通知します。

### (3) 採用時期等について

第2次試験合格者については、令和7年9月中旬に結果通知書兼採用内定通知書を送付し、原則として令和8年4月1日付けで採用します。なお、合格者への意思確認のうえ、令和8年4月1日以前に採用する場合があります。ただし、令和8年4月1日時点で合格区分・教科に必要な有効な普通免許状を所有していないときは、採用することができませんのでご注意ください（P4「3（1）出願区分及び教科の普通免許状を有しない方の合格後の取扱いについて」の適用者を除く。）。

※採用延長の特例については、P5「3（2）採用延長の特例」を確認してください。

### (4) 追加合格について

第2次試験結果通知後、出願区分によっては合格者を追加する場合があります。この場合、令和7年12月31日までに、追加合格者にその旨を通知します。

## 6 特別選考における資格要件及び試験内容等について

各特別選考について、以下のとおり実施します。ただし、第1次試験の一部免除等（常勤講師、社会人経験者チャレンジ制度、理数工志願者チャレンジ制度）の特例（P11）を使用することはできません（障害者特別選考を除く。）。

### (1) 資格要件

#### ア **国際貢献活動経験者特別選考**（対象区分：全区分）

一般選考の資格要件を満たし、かつ、独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとしての派遣実績（廃止前の国際協力事業団法の規定に基づく派遣を含む。）を有する方（1年未満の派遣期間を除く。）。

#### イ **フロンティア特別選考** **普通免許状を有しない方の受験可**

##### ○ **理数エコース**（対象区分：中学校（数学・理科・技術）、高等学校（数学・理科・工業））

一般選考の資格要件（P4の2（2）を除く）を満たし、かつ、次に掲げる①・②のいずれかに該当する方。

- ① 令和7年3月31日時点で、博士号を有し、受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方。
- ② 大学・企業又は研究機関等における、研究・開発・調査等に関する一定の勤務経験を有し、受験教科の分野において上記①に相当する高度な専門的知識・経験又は技能を有する方。

##### ○ **保健体育コース**（対象区分：中学校（保健体育））

一般選考の資格要件（P4の2（2）を除く）を満たし、かつ、次に掲げる①・②のいずれにも該当する方。

- ① 保健体育の分野における高度の専門的知識・経験又は技能を有する方。
- ② 高等学校卒業以降に、オリンピック等の国際的規模の競技会に日本代表として出場した方又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において4位以内の成績を収めた方（ただし、団体競技は正選手として登録された大会等における実績に限る。）又はこれらの者を指導育成した実績（経験）を有する方（高等学校卒業以前の指導実績は除く。）。

（注）文部科学省作成の「教職に関心のあるアスリートリスト」に記載されていない方も対象となります。

## ○ 英語コース（対象区分：中学校（英語）、高等学校（英語））

一般選考の資格要件（[P4の2（2）](#)を除く）を満たし、かつ、次に掲げる①から④の全てに該当する方。

- ① 「英語を第一言語とする方」又は「CEFR C1相当以上の英語力を有する方」。
- ② 大学卒業（学士号取得）以上。
- ③ 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間で、国公立学校での勤務歴が通算3年以上（実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない。）ある方、又は外国語としての英語指導法に関する課程（TESOL、CELTA）を修了（又は令和8年3月31日までに修了見込みであること。）されている方。
- ④ 教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する方。

（注）CEFRのレベルについては、各試験団体のウェブサイトを参考に判断してください。

※フロンティア特別選考では、対象区分の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能です。合格後の取扱いについては、[P4の3（1）](#)を参照してください。

## ウ 現職教諭特別選考（対象区分：全区分）

一般選考の資格要件を満たし、かつ、現職の教諭等として、令和8年3月31日時点で、同一の任命権者の国公立学校に連続して2年以上（休職期間を除く。）勤務し、在職している方。

（注1）教諭等とは教諭、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、任用の期限を付さない常勤講師（日本国籍を有しない者に限る。）を指します。臨時的任用職員である常勤講師は含みません。

（注2）出願は現在勤務する区分（養護教諭、栄養教諭にあつては職種）及び普通免許状を有する教科と同一の出願区分を専願する場合に限りです。

（注3）幼稚園教諭を志願する場合は、小学校教諭の併願として受験する必要があります。

（注4）総合支援学校教諭を志願する場合は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間で、特別支援学校の他、小学校・中学校等の特別支援学級（学級担任に限る。）での勤務歴が通算2年以上（実勤務月数として24月以上。休職期間は含まない。）である場合も含まれます。

## エ 障害者特別選考（対象区分：全区分） **普通免許状を有しない方の受験可**

一般選考の資格要件（[P4の2（2）](#)を除く）を満たし、かつ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下、「障害者手帳等」という。）の交付を受けている方。

※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能です。合格後の取扱いについては、[P4の3（1）](#)を参照してください。出願される場合は、事前に出願区分・教科の確認のため、教職員人事課（TEL：075-222-3779、Fax：075-222-3759、E-mail：jinji@edu.city.kyoto.jp）までお問い合わせください。

## オ 大学3回生等 JUMP UP 特別選考（対象区分：全区分）

### ○ 大学3回生等コース

次に掲げる①～④のいずれにも該当する方

- ① 昭和42年4月2日以降に生まれた方（令和9年4月1日現在の年齢が60歳未満の方）
- ② 令和7年4月1日現在、大学3回生等で、令和8年度中に卒業予定である方。
- ③ 出願する区分及び教科又は職に相当する普通免許状を令和9年4月1日までに取得見込みである方。
- ④ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方

（注1）「大学3回生等」とは大学、大学院の最終年次の1年前の年次を指します（いずれの学校にも所属していない科目等履修生は含みません。）。

（注2）本コースは各区分及び教科の併願はできません。ただし、幼稚園教諭を志願する場合のみ、志願書上では小学校教諭の併願として幼稚園を選択してください。その場合、幼稚園教諭を第1志望とするものとして受理します。

（注3）[P4の2（2）イ～エ](#)に記載の免許に関する特例も使用可能です（当該項目の「令和8年4月1日までに取得見込み」については、「令和9年4月1日までに取得見込み」に置き換えて確認すること）。

### 大学3回生等コースにおける留意事項

（ア）一般・教職教養筆記及び専門筆記それぞれの試験において、可否を判定します。合格した試験については、翌年度（令和9年度）試験における同一試験（専門筆記については、同一区分の試験に限る）を免除します。なお、翌年度試験で、合格区分の募集がない場合、一般・教職教養筆記の免除のみ受けられます。

（イ）一般・教職教養筆記試験及び専門筆記試験を合格した方については、翌年度（令和9年度）試験及び翌々年度（令和10年度）の第1次試験のうち、一般・教職教養筆記及び専門筆記を同一区分で受験する場合に限り免除します。

※第2次試験不合格者については、「前年度実施試験第1次試験合格者等」の第1次試験全部免除を受けられます。

（ウ）一般・教職教養筆記試験を合格した方は、令和7年度の京都教師塾\*の受講料12,000円（保険料込み）のうち10,000円を免除します。また本特別選考受験者全員に京都教師塾の有料コンテンツの一部を無償で公開します。 ※本市独自の教員養成システム。



## ○ 合格者コース

一般選考の資格要件を満たし、かつ、令和7年度試験（令和6年度実施）の大学3回生等 JUMP UP 特別選考において、一般・教職教養筆記試験及び専門筆記試験で合格となり、合格となった専門筆記試験と同一区分を志望する方。

（注1）併願を希望する場合は、合格していない専門筆記試験を受験する必要があります。

（注2）幼稚園教諭を志願する場合は、小学校教諭の併願として受験する必要があります。

（注3）令和7年度試験において「高等学校 地理歴史」又は「高等学校 公民」の区分で受験された方は、「高等学校 地理歴史・公民」を同一の受験区分とします。その場合の受験資格について、P4の2（2）エを参照してください。

## ○ 一部合格者コース

一般選考の資格要件を満たし、かつ、令和7年度試験（令和6年度実施）の大学3回生等 JUMP UP 特別選考において、一般・教職教養筆記試験のみ合格となった方。

（注）令和7年度試験の大学3回生等 JUMP UP 特別選考において、一般・教職教養筆記試験及び専門筆記試験で合格となり、合格となった専門筆記試験の区分とは別の区分のみを志望する方は、本コースで受験可能です。

[大学3回生等 JUMP UP 特別選考・第1次試験の免除例]

3回生時(受験結果)			4回生時(受験結果)				卒業後1年目			
受験コース等	一般教職	専門	受験コース等	一般教職	専門	個人面接	受験コース等	一般教職	専門	個人面接
大学3回生等コース	合格	合格	合格者コース	免除	免除	合格	1次試験全部免除	免除	免除	免除
				免除	免除	×	合格者コース	免除	免除	受験
	合格	×	一部合格者コース*	免除	合格		1次試験全部免除	免除	免除	免除
				免除	×		一般受験	受験	受験	受験
	×	×	一般受験	合格			1次試験全部免除	免除	免除	免除
				×			一般受験	受験	受験	受験

※ 一般・教職教養が不合格の場合、専門筆記が合格水準でも不合格とします。

(2) 免除内容及び一般選考との相違点 ※選考試験の内容については、P5及びP19も参照してください。

選考区分	第1次試験	第2次試験
ア 国際貢献活動経験者特別選考	一般・教職教養筆記試験に替えて、論文試験を実施。	一般選考と同様。
イ フロンティア特別選考		
理数エコース	一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験を実施。	一般選考と同様。
保健体育コース	一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験を実施。また、個人面接において、最大10点の加点を行う。	体育実技を免除。
英語コース	一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験（日本語記述）を実施。また、実技試験（リスニング）を免除。	一般選考と同様。ただし、論文試験、指導案作成は英語での記述も認める。
ウ 現職教諭特別選考	一般・教職教養筆記試験を免除。また、個人面接において、最大10点の加点を行う。	一般選考と同様。
エ 障害者特別選考	障害の程度に応じて、文字・用紙の拡大、試験時間の延長、書面等での指示、受験会場・座席の配慮を可能な範囲で行う。	
オ 大学3回生等 JUMP UP 特別選考		
大学3回生等コース	一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験を実施（個人面接は実施しない）。なお、中学校教諭及び高等学校教諭の英語を受験する方は、実技試験の受験が必要。	—
合格者コース	一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験を免除。	一般選考と同様。
一部合格者コース	一般・教職教養筆記試験を免除。	一般選考と同様。

### (3) 特別選考の受験の可否について

出願書類を審査した結果、特別選考への出願が相当と認められなかった場合は、一般選考の受験資格を満たしていれば、一般選考により受験していただくことができます。審査結果については、受験票の発送をもって通知します。

## 7 第1次試験免除等の特例について

以下のいずれかに該当する方は、希望により第1次試験の一部又は全部を免除、あるいは他の試験に替えて実施します。この免除等の特例を複数使用することはできませんが、一部免除等については「8 第1次試験における加点制度」(P12)と併用可能です。

**特例の使用を希望している場合は、必ず受付期間内に出願手続きを行ってください。志願書に入力が無い場合は、特例要件に該当していたとしても、特例の適用ができませんのでご注意ください。**

### (1) 適用要件

#### ア 第1次試験全部免除

##### (ア) 前年度実施試験第1次試験合格者等

令和7年度(令和6年度実施)京都市立学校教員採用選考試験の結果が以下①・②のいずれかで、同一の受験区分を専願する方。

- ① 第1次試験合格者(第1次試験全部免除者、第2次試験欠席者・辞退者及び内定辞退者を除く。)
- ② 大学・大学院推薦制度合格者(成績優秀者推薦枠)で、第2次試験の不合格者

(注1) 他の区分、教科との併願はできません。

(注2) 令和7年度試験において「高等学校 地理歴史」又は「高等学校 公民」の区分で受験された方は、「高等学校 地理歴史・公民」を同一の受験区分とします。その場合の受験資格については、[P4の2\(2\)エ](#)を参照してください。

##### (イ) 前年度不合格者のうち上位者

令和7年度(令和6年度実施)京都市立学校教員採用選考試験の第2次試験の結果が「不合格のうち上位(B-1判定)」であり、以下の①~③のいずれかに該当し、同一の受験区分を専願する方。

- ① 令和7年度試験(令和6年度実施)において、第1次試験の全部免除を認めた方のうち、令和8年度試験(令和7年度実施)の出願時において、京都市立学校園の常勤講師又は国公立学校現職の教諭等として在職している方
- ② 令和7年度試験(令和6年度実施)において、大学・大学院推薦制度合格者の方
- ③ 令和7年度試験(令和6年度実施)において、離職者チャレンジ制度で受験された方

(注1) 他の区分、教科との併願はできません。

(注2) 令和7年度試験において「高等学校 地理歴史」又は「高等学校 公民」の区分で受験された方は、「高等学校 地理歴史・公民」を同一の受験区分とします。その場合の受験資格については、[P4の2\(2\)エ](#)を参照してください。

##### (ウ) 大学・大学院推薦制度合格者

京都市立学校教員を第一志望とし、学業成績優秀であるとともに、部活動やボランティア活動等の実績が顕著であるなど、大学・大学院における諸活動の実績を評価され、教師として優れた実践力を発揮することが期待できると学長等(学部長以上の職)からの推薦を受けた方(令和8年3月卒業予定者等)のうち、書類選考で合格した方。

(注1) 本特例を、令和7年度教員採用選考試験に適用し、出願された方は、本年度の試験で大学・大学院推薦制度を適用することはできません。

(注2) 他の区分、教科との併願はできません。

(注3) 詳細は、ホームページ掲載の「大学・大学院推薦制度実施要項」を確認してください。

##### (エ) 離職者チャレンジ制度

次に掲げる①・②のいずれにも該当する方

- ① 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間で、京都市立学校・幼稚園の正規教諭等として通算3年以上(休職期間を除く)勤務していた方。
- ② 処分等を受けたことにより退職したものではないこと。

(注) 出願は勤務歴がある区分(養護教諭、栄養教諭にあっては職種)及び普通免許状を有する教科と同一の出願区分を専願する場合があります。

## イ 第1次試験の一部免除等

### (ア) 常勤講師（臨時的任用職員）

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間で、常勤講師として国公立学校での勤務歴が通算2年以上（実勤務月数として通算24月以上。休職期間を除く。）、又は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間で本市立学校園での勤務歴が通算1年以上（実勤務月数として通算12月以上。休職期間を除く。）ある方（出願時の在職は問いません。）

（注1）本市立学校園の常勤講師を対象とした加点制度との併用も可能です（詳細は [P12の8（6）](#) 参照）。

（注2）常勤講師としての勤務歴の区分（校種・教科）は問いません。勤務歴の区分と、志望する区分が異なる場合であっても対象となります。

### (イ) 社会人経験者チャレンジ制度

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間で、同一の法人格を有する民間企業又は官公庁等で正社員又は正規職員として、連続して3年以上（休職期間を除く。）の勤務歴がある方（出願時の在職は問いません。）

（注）普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方については、この特例を適用することはできません。

### (ウ) 理数工志願者チャレンジ制度

中学校教諭（数学、理科、技術）及び高等学校教諭（数学、理科、工業）の志願者（いずれも第一志望の場合に限る。）で、志願する教科の普通免許状を有するか、令和8年4月1日までに取得見込みである方。

（注）普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方については、この特例を適用することはできません。

### (エ) 英語資格所有者

中学校教諭・高等学校教諭の英語志願者のうち、出願時点で、CEFR B2相当以上の英語力を有する方。

（注）資格の有効期限は設けていません。過去に一度でも要件を満たせば該当します。CEFRのレベルについては、各試験団体のウェブサイトを参考に判断してください。

## (2) 免除内容

免除特例		免除内容
ア 全部免除	(ア) 前年度実施試験第1次試験合格者等	第1次試験を免除。
	(イ) 前年度不合格者のうち上位者	
	(ウ) 大学・大学院推薦制度合格者	第1次試験を免除。 第2次試験に加え、個人面接を実施。
	(エ) 離職者チャレンジ制度	（個人面接は第1次試験の日程のうち指定する日に実施。）
イ 一部免除	(ア) 常勤講師（臨時的任用職員）	出願区分に関わらず、一般・教職教養筆記試験を免除。
	(イ) 社会人経験者チャレンジ制度	出願区分に関わらず、一般・教職教養筆記試験に替えて、論文試験を実施。
	(ウ) 理数工志願者チャレンジ制度	
	(エ) 英語資格所有者	英語の第1次試験の実技試験を免除。

## 8 第1次試験における加点制度について

以下に該当する方は、希望により第1次試験の得点に加点します。加点上限は10点とします。

「7(1)イ 第1次試験の一部免除等」との併用はできませんが、「フロンティア特別選考・保健体育コース」及び「現職教諭特別選考」、「大学3回生等 JUMP UP 特別選考・大学3回生等コース」との併用はできません。また、「7(1)ア 第1次試験全部免除」のうち、「(ウ) 大学・大学院推薦制度合格者」については、第1次試験の免除が認められなかった場合に限り、加点制度を適用します。

なお、**加点を希望する場合は、必ず受付期間内に出願手続きを行ってください。加点要件に該当していたとしても、志願書に入力が無い場合は加点の適用ができませんのでご注意ください。**

加点制度	適用要件	加点内容
(1) 心理、福祉及び医療の専門資格	出願時点で、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を所有している方。	5点
(2) ICTに関する資格等	出願時点で、ITパスポート試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、教育情報化コーディネータ検定試験(1～3級)、ICT支援員能力認定試験(上級を含む)のいずれかに合格している方(前身の資格を含め、上記以外の資格については対象外)。	5点
(3) 中学校・高等学校の普通免許状又は司書教諭資格	出願時点で、以下1、2のいずれかに該当する方。 1. 小学校教諭志願者で、出願時点において、「数学」「理科」「保健体育」「英語」のいずれかの中学校又は高等学校の普通免許状を所有している方(取得見込みの場合も含む)。 2. 学校図書館法に規定する司書教諭の講習の修了証書を所有している方(取得見込みの場合も含む)。	5点
(4) 登録日本語教員	出願時点で、登録日本語教員の登録証を所有している方(取得見込みの場合も含む)。	5点
(5) 社会教育士	出願時点で、以下1、2のいずれかに該当する方。 1. 社会教育主事講習を修了した方。 2. 社会教育主事養成課程を修了した方(大学等において社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目をすべて修得した方)。	5点
(6) 京都市立学校園・常勤講師勤務者	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、京都市立学校園の常勤講師としての勤務歴が2年(実勤務数として通算24月。休職期間を除く)あり、出願時点でも京都市立学校園の常勤講師として在職している方	5点

(注) (3)、(4)について、令和8年3月31日までにいずれかの免許を取得できなかった場合、加点を取り消したうえで可否を決定します。

## 9 出願手続きについて

### (1) 出願方法・期間等について

#### ア 出願方法

ホームページを確認のうえ、  
電子申請(インターネット)で出願してください。



(出願について)

資料の閲覧はスマートフォンからでも可能ですが、**申請は必ずパソコンから行ってください。**

#### イ 出願期間

令和7年4月1日(火)午前9時～令和7年4月30日(水)正午受信分まで

ウ 留意事項


- ① ホームページに掲載する「志願書作成上の注意」を確認のうえ、パソコンで出願してください。スマートフォンやタブレットからの出願はできません。なお、出願内容等の照会についてもスマートフォンやタブレットはご利用いただけません。
- ② 出願開始までに志願書（エクセル様式）をホームページに掲載しますので、入力等の準備をしてください。
- ③ 出願内容に不備等がある場合には、教職員人事課から志願者に電話連絡又は京都府・市町村共同電子申請システムを通して電子メールにて連絡することがありますので、本市からの電話や電子メールの連絡に応じられるよう事前に準備しておいてください。特に電子メールは、迷惑メールフォルダも含めて、定期的に確認してください。連絡に応じない場合、受験不可とする場合もあります。
- ④ 出願にあたり、虚偽の内容があったと認められる場合は、この試験で得た資格を全て無効とすることがあります。
- ⑤ 出願期間終了間際はアクセスが集中し、手続きを完了できない恐れがありますので、余裕を持って手続きを行ってください。出願期間内に手続きが完了しなかった場合は、いかなる理由でも受け付けません。
- ⑥ システムの維持、補修の必要があるとき、その他の理由により、一時的に出願受付を停止する場合があります。このような一時的な停止により、期間内に手続きが完了しなかった場合も、原則として、受け付けません。余裕を持って手続きを行ってください。

(2) 提出物について

※詳細は、ホームページを確認してください。

※提出書類に多くの不備がある場合には受験資格を満たさないと判断する場合があります。

※一度申請した後は、志願者からの修正を認めませんので、内容に不備等がないか、十分確認のうえ申請してください。

内容	対象者/提出方法	留意事項
①志願書 (エクセル様式)	全員 /電子申請	ホームページからエクセル様式をダウンロードし、必要事項の入力、顔写真データの貼付けを行ったうえ、電子申請画面で添付すること。 ※ PDF に変換しないこと。 ※ 入力欄の黄色箇所（必須項目）は、全て入力（選択）済であること。 ※ 所定の箇所に、以下の要件を満たす顔写真データを貼り付けること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上半身、脱帽、無背景、正面向</li> <li>・最近3ヶ月以内に撮影したもの</li> <li>・形式：JPEG(JPG)、PNG、GIF、BMP</li> <li>・ファイルサイズ：最大1MB</li> </ul>
②返信用封筒	該当者のみ /郵送  【提出期限】 令和7年 4月30日(水) 消印有効	【該当者】 <u>P10の「7(1)ア(ア)前年度実施試験第1次試験合格者等」又は「同(イ)前年度不合格者のうち上位者」の特例を使用し受験する方。</u>  該当者は以下の点に留意し、教職員人事課へ提出すること。※郵送先住所はP15の10(1)を参照 ・封筒(角形2号 24cm×33.2cm)の表面に140円切手を貼付のうえ、 <b>志願者の郵便番号・住所・氏名を明記。</b> ※切手の料金不足に注意すること。収入印紙は不可。 ・糊付封筒又は、開封口に両面テープ等を貼り付けた封筒を提出。
③必要書類	該当者のみ /電子申請 (※次表参照) 	上記①のほか、次表「該当者のみ提出が必要な書類」を参照し、該当する必要書類のPDFデータ又は画像データを、電子申請出願時に添付すること。 ※ 画像データについては、スキャンしたもののほか、スマートフォン等で撮影したものでも可能とするが、その場合、文字等が鮮明に判読できることを確認すること。 ※ 最終合格者については、該当する必要書類の原本又は写しを提出する必要があるため、出願後も必要書類を大切に保管すること。

※ 次ページの該当者のみ提出が必要な書類についても必ずご確認ください。

<該当者のみ提出が必要な書類>

希望する選考区分、出願区分等	必要書類	
総合支援学校教諭志願者のうち、特別支援学校の普通免許状を令和8年4月1日まで（3回生志願者は令和9年4月1日まで）に取得見込でない方 高等学校の地理歴史・公民の志願者のうち、地理歴史及び公民の普通免許状の取得に係る経過措置を希望される方	免許状の取得方法と具体的な計画に係る書類 ※免許状の取得方法と具体的な計画に係る様式は、志願書の様式とともに、ホームページに掲載。	
国際貢献活動経験者特別選考	派遣証明書 ※独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局による定形書式	
フロンティア特別選考・理数エコース（博士号を取得している場合）	学位授与等証明書	
フロンティア特別選考・保健体育コース	実績報告書及び実績を証明する書類等 ※実績報告書の様式は、志願書の様式とともに、ホームページに掲載。 ※実績を証明する書類：表彰状、新聞記事の写し等（団体競技の場合はメンバー表を含む。）	
フロンティア特別選考・英語コース（英語指導法に関する課程を修了済みの場合）	学位授与等証明書 英語資格に関する各実施団体が発行する証明書又は結果通知書	
現職教諭特別選考	在職証明書	
「前年度不合格者のうち上位者」の特例を希望するもののうち、国公立学校現職の教諭等である場合	※ <u>任命権者等（教育委員会、学校法人等）による証明を受けたもの。</u> ※公立校の校長等、任命権者でない者により証明されたものは不可。	
障害者特別選考	障害者手帳等（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳） ※いずれも氏名、生年月日、障害の種別及び等級が確認できるもの。	
英語資格所有者の特例	英語資格に関する各実施団体が発行する証明書又は結果通知書	
加 点 制 度	心理、福祉及び医療の専門資格	登録証、臨床心理士資格登録証明書など資格に関する証明書
	ICTに関する資格等	各種試験の合格証書、認定証書など資格に関する証明書
	登録日本語教員	登録日本語教員の登録証 ※登録証を申請中の場合は、申請に必要な「試験の合格証」及び「講習修了証」を提出。
	社会教育士	修了証書や単位取得証明書など社会教育士に関する証明書

※複数ある場合はZIP形式のフォルダに圧縮したうえ、提出してください。

(3) 受験票の交付

第1次試験の実施前に、受験票のダウンロード等に関する電子メールを送付しますので、メール内容を確認のうえ、受験票をダウンロード・プリントアウトし、試験当日に必ず持参してください。

当該メールが6月10日（火）までに届かない場合には、教職員人事課（TEL：075-222-3779）までお問合せください。志願書への入力ミス等を含め、提出書類に多くの不備がある場合には受験資格を満たさないと判断する場合があります。その場合、受験票は交付しません。

携帯電話・スマートフォンによるダウンロードはできませんので、ご注意ください。

受験票には、試験日程、試験会場、集合時刻、持参物等の記載がありますので、必ず確認してください。

## 10 問い合わせ先について

### (1) 制度及び出願手続に関すること

京都市教育委員会事務局総務部教職員人事課

〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町 595 - 3 (大同生命京都ビル7階)

電話 075-222-3779 (受付時間 平日 8時 45分～17時 30分)

E-mail アドレス [jijin@edu.city.kyoto.jp](mailto:jijin@edu.city.kyoto.jp)

※非常災害時等における試験実施の情報は、ホームページ(<https://kyoin.city.kyoto.lg.jp/>)を確認してください。

令和7年7月初旬に執務室を移転予定です。  
詳細が確定次第、ホームページでお知らせします。

### (2) 出願手続き時の電子申請の操作に関すること

電子申請ヘルプデスク

電話 0120-368-822 (受付時間 平日 9時～17時)

FAX 0120-60-5392 E-mail アドレス [hd-kyoto@elg-front.jp](mailto:hd-kyoto@elg-front.jp)

Web お問合せフォーム (<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=qa>)

※電話及び FAX については、IP 電話 (050 から始まる番号) からはつながらない場合があります。つながらない場合は、メールもしくはお問合せフォームをご利用ください。

## (参考)

### 1 勤務条件等について

#### (1) 給与及び勤務時間等

○初任給 (令和7年4月1日現在、小・中学校教諭の例)

修士課程修了者：約 309,300 円 大学卒業者：約 293,100 円 短期大学卒業者：約 273,300 円

※ 上記の金額は、給料、教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を含みます。このほか、期末・勤勉手当 (年間約 4.54 月分 (令和6年度実績))、通勤手当、扶養手当、住居手当等が所定の条件に応じて支給されます。

※ 採用前に職歴等を有する場合は、その内容・期間に応じて初任給が決定されます。

○勤務時間等

勤務時間は7時間45分/日 (1週間 38時間45分)。

休日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。

休暇には、年次休暇20日、夏季特別休務、服喪休暇、結婚休暇、妊娠・出産に関する休暇、子育て・介護に関する休暇などがあります。

#### (2) 福利厚生

採用と同時に公立学校共済組合員となり、健康保険・厚生年金に加入するほか、給付事業、貸付事業、検診事業等を利用できます。また、教職員互助組合に加入することができます。

### 2 過去5年間の採用選考試験実施結果

	受験者数					合格者数				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校教諭	635	612	492	473	455	163	144	90	133	153
中学校教諭	612	515	454	410	443	98	74	69	75	82
高等学校教諭	204	165	127	135	132	20	18	13	18	22
総合支援学校教諭	177	148	147	134	138	65	58	50	49	59
養護教諭	101	92	81	66	87	11	10	9	12	12
栄養教諭	35	30	25	27	27	5	3	2	3	3
計	1,764	1,562	1,326	1,245	1,282	362	307	233	290	331

※「小学校教諭」には「幼稚園教諭」を含む。

### 3 令和8年度採用選考試験の配点

		第1次試験				第2次試験※1				
		個人面接	一般・教職教養	専門筆記	実技試験	論文	集団討議	模擬授業	実技試験	
一般選考 障害者特別選考を含む		70	30	100	30	20	35	60	30	
特別選考	国際貢献活動 経験者	70	30 (論文)	100	30	20	35	60	30	
	フロンティア	理数工 コース	70	30 (論文)	—	—	20	35	60	—
		保健体育 コース	80	30 (論文)	—	—	20	35	60	—
		英語 コース	70	30 (論文)	—	—	20	35	60	30
	現職教諭		80	—	100	30	20	35	60	30
	大学3 年生等 TOPUP	大学3年生等 コース	—	30	100	30	—	—	—	—
		合格者 コース	70	—	—	—	20	35	60	30
一部合格者 コース		70	—	100	30	20	35	60	30	

※1 第1次試験免除者のうち、個人面接実施者は、第2次試験の合計点に個人面接点を加えた後、換算を行います。

※2 大学・大学院推薦制度の成績優秀者推薦枠で受験する場合は、個人面接に最大10点加算します。

### 4 よくある質問について (Q&A)

※よくあるお問合せや、間違いやすい点をまとめて掲載していますので、出願する前に必ず目を通してください。

#### 《出願要件・手続きに関すること》

【Q1】複数の免許を持っているので併願を考えているのですが、どの区分が併願できますか。

【A1】第1次試験で併願可能な組み合わせは、下表をご確認ください。

第1志望 (出願区分)	併願可能な第2志望 (併願1)	併願可能な第3志望 (併願2)
小学校教諭	幼稚園教諭	×
	中学校教諭 (全教科)	総合支援学校教諭
	総合支援学校教諭	中学校教諭 (全教科)
中学校教諭	小学校教諭	総合支援学校教諭
	総合支援学校教諭	小学校教諭
	高等学校教諭 (同一教科のみ)	×
高等学校教諭	中学校教諭 (同一教科のみ)	×
総合支援学校教諭	小学校教諭	中学校教諭 (全教科)
	中学校教諭 (全教科)	小学校教諭
養護教諭	×	×
栄養教諭	×	×

(注1) 中学校教諭及び高等学校教諭については同一教科のみ併願が可能です。

なお、中学校社会は高等学校地理歴史・公民と併願可能です。

ただし、中学校音楽と高等学校音楽は併願できません。

[例: 「中学校理科と高等学校国語」や「中学校英語と高等学校国語」などの併願はできません。]

(注2) 併願する区分も含めて、いずれか一つでも受験されない場合は、体調不良等のいかなる理由でも、その時点で本市の教員採用選考試験の受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、中学校保健体育の体育実技試験については、身体等の事情により試験を受けないことを認める場合があります。



**【Q2】第1次試験一部免除等の特例や第1次試験における加点制度について、併用することはできますか。また、要件に該当していても使用しないことは可能ですか。**

【A2】試験免除に関する特例の併用はできません。複数ある場合も、1つのみ選択してください。

ただし、加点制度については、併用が可能です。また、試験免除に関する特例との併用もできることとします。ただし、特例と併用するか否かに関わらず、加点上限は10点とします。また、免除・加点ともに要件に該当していても使用しないことは可能です。その場合は、志願書の第1次試験一部免除等の特例欄に入力をせずに出願してください。（反対に、特例の使用を希望している場合でも、志願書に入力が無い場合には特例の適用ができませんのでご注意ください。）

**【Q3】現職教諭特別選考について、私立や海外の学校で勤務していた場合でも対象となるのでしょうか。**

【A3】学校教育法第1条に掲げる学校での勤務経験が資格要件となりますので、私立学校勤務の場合でも対象となります。また、海外の学校の場合は対象となりません。ただし、日本人学校については、日本国内の学校からの派遣により勤務されている場合は対象とします。

**【Q4】現職教諭特別選考について、経歴はあるが現在は退職している場合でも対象となりますか。**

【A4】対象となりません。現職教諭特別選考は、令和8年3月31日まで在職している方が対象です。なお、常勤講師の特例は、要件を満たせば出願時に在職していなくても対象となります。

**【Q5】フロンティア特別選考の理数エコースについて、どのような方が志願していますか。**

【A5】理学・工学等の博士号取得者、再生医療技術の基礎研究従事者、半導体製造技術者、都市開発・住宅建築技術者（1級建築士や技術士等の有資格者を含む。）など、受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方が志願しています。御自身の知識や技能を伝え、教え、育むことをさらに超えて、知識や技能を社会での問題解決、課題設定に結び付けて、生徒を育成する資質能力を有する方を求めています。

**【Q6】フロンティア特別選考の理数エコースについて、実績についての証明書等を提出する必要がありますか。**

【A6】博士号を取得している方は、学位授与証明書を出してください。提出方法の詳細は、P14及びホームページをご確認ください。大学・企業又は研究機関における勤務経験から特別選考を志願する方は、出願時の証明書等の提出は不要で、第2次試験合格後に勤務先の在職証明書等の提出を指示します。また、出願後、研究・勤務内容について個別に問い合わせる場合があります。

**【Q7】フロンティア特別選考の保健体育コースについて、どのような方が合格していますか。**

【A7】オリンピックメダリスト、元プロ野球選手などの実績を有する方が合格しています。

**【Q8】大学3回生等 JUMP UP 特別選考・合格者コースについて、3回生時に合格した専門筆記と異なる区分を、4回生時に受験することは可能ですか。**

【A8】3回生時に合格した専門筆記と異なる区分及び教科を4回生時に受験する場合、一部合格者コースとして一般・教職教養筆記の免除のみ受けられます。なお、4回生時に併願する場合は、3回生時に合格した区分及び教科以外の専門筆記試験を受験する必要があります。

**【Q9】大学3回生等 JUMP UP 特別選考について、一般・教職教養と専門筆記を合格しましたが、4回生時に留学を予定しており受験することができません。こうした場合、翌々年度の試験において、各試験の免除を受けることは可能ですか。**

【A9】学業上の事情により受験できない場合は、例外として認める場合があります。個別に事情を確認しますので、事前に教職員人事課（TEL：075-222-3779）までお問合せください。

**【Q10】大学3回生等 JUMP UP 特別選考・合格者コースについて、一般・教職教養と専門筆記を合格しましたが、4回生時の試験において、合格した区分の募集がありませんでした。こうした場合、免除は一切受けられないのでしょうか。**

【A10】3回生時に合格した区分の募集が4回生受験時にない場合、一部合格者コースとして一般・教職教養の免除のみ受けられます。

**【Q11】社会人経験者チャレンジ制度について、会社の在職証明書等を提出する必要がありますか。**

【A11】出願時の証明書等の提出は不要です。ただし、第2次試験合格後に勤務先の在職証明書等の提出を指示します。

【Q12】 現在教員免許を持っていないため、「受験資格に係る特例」（免許がなくても受験可能）での受験を検討しています。このとき、3年以上の社会人経験がある場合には、「社会人経験者チャレンジ制度」により第1次試験一部免除の特例の対象となりますか。

【A12】 「受験資格に係る特例」を使用して受験する場合には「社会人経験者チャレンジ制度」の対象とはなりません。

《電子申請に関すること》※申請の手続等、詳細については、ホームページを確認してください。

【Q13】 スマートフォンやタブレットからの申請は可能ですか。

【A13】 できません。パソコンから出願してください。出願だけでなく、出願内容等の照会もスマートフォンやタブレットからご利用いただけません。

【Q14】 自宅にパソコンがない等、インターネットを利用できる環境がない場合は、どうすればよいですか。

【A14】 電子申請は、私物のパソコンからでなくても構いません。インターネット接続可能なパソコンから出願してください。

【Q15】 電子申請システムによる申請後に、修正のうえ再提出することは可能ですか。

【A15】 一度申請した後は、志願者からの修正を認めませんので、内容に不備等がないか、よく確認のうえ、申請してください。申請後は、教職員人事課から修正の指示があった場合のみ修正可能です。不備が見つかった場合等、再度申請された場合、初回の申請についても受験を認めない場合があります。

【Q16】 特別選考等により申請する場合に必要な書類（P14）のPDFは、スキャナーで読み取ったもののほかに、デジタルカメラ等で撮影された画像データを利用することも可能ですか。

【A16】 デジタルカメラ等で撮影された画像データも認めます。ただし画像が不鮮明で文字が判別できない場合は、再提出を求める場合があります。

《試験内容に関すること》

【Q17】 現職教諭特別選考の第1次試験個人面接について、最大10点の加点となっていますが、どのような試験内容ですか。

【A17】 現職教諭特別選考の個人面接については、一般選考区分と比較し、現職教諭としての職務経験を通じて培った教育実践や専門性等をより重視した試験内容としています。

【Q18】 フロンティア特別選考の保健体育コースの第1次試験個人面接について、最大10点の加点となっていますが、どのような試験内容ですか。

【A18】 フロンティア特別選考の保健体育コースの個人面接については、一般選考区分と比較し、競技者又は指導育成の経験を通じて培った専門性や教員としての資質等をより重視した試験内容としています。

《その他》

【Q19】 都合により筆記試験を受験できなくなりました。面接から受験することはできますか。

【A19】 できません。必要な試験のうち、併願する区分も含めて、いずれか一つでも受験されなかった場合は、体調不良等のいかなる理由でも、その時点で本市の教員採用選考試験の受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。

【Q20】 他の自治体等が実施する試験も受験しますが、志願書Bの「本試験以外に受験を予定している職種・都道府県市名」にそのことを記入すれば、試験日程について事前の配慮又は指定後の変更に応じていただくことはできますか。

【A20】 志願者多数のため、試験日程については、個別のご要望に応じて調整はできません。

【Q21】 過去の問題を見たいのですが、公開していますか。また郵送で取り寄せることは可能ですか。

【A21】 京都市情報公開コーナー（京都市役所。平日9:00～17:00に開館。）において過去3年分の問題等を閲覧、コピー（有料）することができます。郵送での提供は行っておりませんのでご了承ください。

【Q22】 自然災害や公共交通機関遅延等により、試験日時や場所が変更になることはありますか？

【A22】 試験日時・会場等が変更になる場合、ホームページ（<https://kvoim.city.kyoto.lg.jp/>）にてお知らせしますので、自然災害等により公共交通機関の遅延・運休が想定される場合等は、必ず確認してください。

記載している事項以外に不明な点があれば、教職員人事課（Tel:075-222-3779）へお問い合わせください。

# 令和8年度京都市立学校教員採用選考試験 試験区分一覧

## ■ 一般選考

出願区分	第1次試験				第2次試験							
	個人面接	一般・ 教職教養	専門筆記	実技試験	論文	集団討議	模擬授業	実技試験				
小学校教諭	○	○	○		○	○	○					
幼稚園教諭			○(小・幼)									
中学校教諭			○ (※1)	○					○	○	○	○(一部教科) (※2)
高等学校教諭				(英語)								
総合支援学校教諭												
養護教諭												○
栄養教諭												

※1 高等学校教諭(国語、数学、理科、英語、地理歴史・公民)志願者は、高等学校の専門筆記試験に加えて、中学校の該当教科の専門筆記試験(中学校・高等学校の共通問題)を受験する必要があります。(詳細はP6参照)。

※2 第2次試験の実技試験は、中学校教諭(音楽、美術、保健体育、英語)及び高等学校教諭(英語、音楽)、養護教諭で実施します。

## ■ 特別選考

区分	第1次試験				第2次試験							
	個人面接	一般・ 教職教養	専門筆記	実技試験	論文	集団討議	模擬授業	実技試験				
国際貢献活動経験者	○	論文試験	○	一般と同様	○ (英語可)	○	○ (指導案は英語作成可)	一般と同様				
フロンティア 理数工コース 保健体育コース 英語コース		論文試験						○	○	○		
		論文試験	<b>免除</b>								○	<b>免除</b>
		論文試験									○	○
現職教諭		<b>免除</b>	○	一般と同様				○	○	○	一般と同様	
障害者		○	○	一般と同様				○	○	○	一般と同様	
大学3年生等 JUMP UP			○	○				一般と同様	○	○	○	
	○	<b>免除</b>	○	一般と同様								
	○	<b>免除</b>	○	一般と同様								

## ■ 第1次試験免除等の特例

区分	第1次試験				第2次試験					
	個人面接	一般・ 教職教養	専門筆記	実技試験	論文	集団討議	模擬授業	実技試験		
P10 7(1)ア(ア)及び(イ)の「第1次試験全部免除」の要件に該当する者	<b>免除</b>				○	○	○	一般と同様		
大学等推薦合格者 離職者チャレンジ制度	※	<b>免除</b>						一般と同様		
常勤講師	<b>免除</b>	○	一般と同様	○				○	○	一般と同様
社会人経験者 チャレンジ制度	論文試験		一般と同様	○					○	
理数工志願者 チャレンジ制度	論文試験									
英語資格所有者	○									<b>免除</b>

※ 大学等推薦合格者及び離職者チャレンジ制度使用者の個人面接は、第1次試験の日程のうち指定する日に実施。

◆特別選考、免除区分等 早見表 ※条件や免除内容などの詳細は、各ページをご覧ください。

対象となる方		対象となる条件（概要）	該当する制度		
学生の方	大学3回生等	大学3回生等、大学・大学院の最終年次の1年前の年次の方	大学3回生等 JUMP UP 特別選考	P8	
	大学4回生等	前年度の3回生受験で、合格又は一部合格となった方 大学・大学院から推薦を受けた方			
学生以外の方	社会人経験がある方		社会人経験者 チャレンジ制度	P11	
	教員経験がある方	正規教諭	現在、正規教諭として勤務されている方	現職教諭特別選考	P8
			過去に京都市で正規教諭として勤務されていた方	離職者チャレンジ制度	P10
		常勤講師 (臨時的任用職員)	京都市で常勤講師として勤務されている、又はされていた方	・常勤講師への一部免除 ・常勤講師の加点	P11
			国公私立学校で常勤講師として勤務されている、又はされていた方		P12
	前年度採用試験を受験された方		前年度採用試験にて、第1次試験から受験し、合格された方	前年度実施試験 第1次試験合格者等	P10
前年度、大学・大学院推薦制度で受験された方のうち、成績優秀者推薦枠で受験された方					
		前年度、第1次試験全部免除を利用して第2次試験から受験された方のうち、第2次試験の結果が「不合格者のうち上位(B-1判定)」であった方	前年度不合格者のうち上位者	P10	
特定の分野における高度な知識・経験を有する方		以下のいずれかの区分の分野における高度な知識、経験を有する方 ・中学校(数学・理科・保健体育・技術・英語) ・高等学校(数学・理科・工業・英語)	フロンティア特別選考	P7	
全員	国際貢献活動経験者		国際貢献活動経験者特別選考	P7	
	中学校(数学・理科・技術)、高等学校(数学・理科・工業)の志願者		理数工志願者 チャレンジ制度	P11	
	中学校・高等学校の英語志願者		英語資格所有者への一部免除	P11	
	資格所有者		第1次試験における加点制度について	P12	

◆免許特例・早見表 ※条件や特例内容などの詳細は、各ページをご覧ください。

対象となる方		対象となる条件（概要）	該当する制度	
全員	総合支援学校教諭の志願者	・採用後3年以内に特別支援学校免許を取得 ・小中高いずれかの免許状を取得又は取得見込	特別支援学校教諭 免許の特例	P4
	中学校(数学・理科・技術)、高等学校(数学・理科・工業)の志願者	・第2次試験合格後、特別免許状の取得 (又は臨時免許状を取得し、採用後4年以内に免許状を取得)	採用に係る特例	P4
	特定の区分における高度な知識・経験を有する方	・第2次試験合格後、特別免許状の取得 (又は臨時免許状を取得し、採用後4年以内に免許状を取得) ・出願区分の分野において博士号を有する等、高度な専門的知識・経験を有する方	採用に係る特例	P4
			フロンティア特別選考	P7
	障害者手帳等の交付を受けている志願者	・第2次試験合格後、特別免許状の取得 (又は臨時免許状を取得し、採用後4年以内に免許状を取得) ※免許を有する方も対象	採用に係る特例 障害者特別選考	P4 P8
高等学校 地理歴史・公民の志願者	・高等学校 地理歴史及び公民のいずれかの免許を取得又は取得見込 ・採用後2年以内に未取得の方の免許を取得	高等学校 地理歴史 ・公民の経過措置	P4	

※ 上記表に当てはまらない場合など、ご不明な点は教職員人事課 (TEL075-222-3779) までお問い合わせください。